

和歌山市観光PR5連貼りポスター製作事業者募集実施要領

公表日 令和6年11月1日

1 契約概要

- (1) 名称：和歌山市観光PR5連貼りポスター製作業務
- (2) 目的：市外に本市の魅力を広くPRし、観光客の誘客促進を図ること。
- (3) 契約内容：和歌山市観光PR5連貼りポスターの製作に係る、企画・デザイン、印刷等を行う。
※詳細は別紙仕様書のとおり
- (4) 契約期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

2 見積限度額（予定価格）3,646,500円（消費税及び地方消費税を含む）

※参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したものは失格とする。

3 参加資格

本募集に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受け

ている者であること。

4 参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（別記様式第1号）

イ 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」（別記様式第2号）を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要（パンフレット等）

履歴事項全部証明書を添付すること。

エ ポスター製作に係る同種の契約を履行した実績を有することを証する書類

履行実績調書（別記様式第3号）に記載し、契約に係る契約書の写し、仕様書等の写し等を提出すること。

オ 役員等調書及び照会承諾書（別記様式第4号）

カ 委任状及び使用印鑑届出書（別記様式第5号）

※イからカについては、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）に基づく競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は提出しなくてよい。

(2) 提出期限：令和6年11月11日（月）17時まで（必着）

(3) 提出場所：和歌山市役所

和歌山市七番丁23番地

産業交流局 観光国際部 観光課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 3 4

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 6 3

M a i l : kanko@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

5 参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和6年11月14日（木）

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限：令和6年11月22日（金）17時まで（必着）
- (2) 質問方法：書面（任意様式）に質問事項を記載し、電子メールやファクシミリ等で提出するものとし、来庁・電話等における口頭等での質問は受け付けないものとする。また、電子メールやファクシミリ等を送信した後に、観光課まで送信した旨の電話をすること。なお、事業者選定の公平性を保つため、質問の内容によっては、回答しない場合がある。
- (3) 質問先：4（3）に同じ。
- (4) 回答方法：質問者に対して書面で回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

7 ポスターデザイン案の提出

(1) 提出書類

ア ポスターデザイン案

A3サイズ各1部（合計5部）

※デザインのコンセプト等については、別紙仕様書を確認すること。

※本募集で提出する際の紙質は指定しない。

※キャッチコピーは日本語版のみ提出すること。

※デザイン案の裏面右下に商号又は名称を記載し、表面に透けないようにすること。

また、表面に商号又は名称が特定できるような記載をしないこと。

※デザインは、未発表（他のコンペ等で公表していない）のオリジナル作品に限る。

イ デザインPR用紙（任意様式）

※資料はA4用紙1枚とする

ウ 参考見積書（任意様式）

- (2) 提出期限：令和6年12月6日（金）17時まで（必着）
- (3) 提出場所：上記4（3）に同じ
- (4) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
- (5) 提出制限：ポスターデザイン案は、1者につき1案を限度とする。

8 評価方法

評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価（コンペ方式）

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出されたポスターデザイン案について、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けたポスターデザイン案の提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。なお、その者と合意に至らない場合は、次に高い評価を受けた参加者と契約の交渉を行う。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 評価結果の通知

評価結果を評価結果通知書（令和6年12月20日送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

次の評価基準に基づき評価する。

	評価項目	評価基準	配点
内容 評価	和歌山市に対するイメージ	○和歌山市に訪れたいデザインになっているか。	5点
		○和歌山市らしさがデザインに表現されているか。	5点
	コンセプトに沿ったデザイン性	○コンセプトをとらえた内容になっているか。 ○キャッチコピーなど文言が的確で効果的な表現になっているか。	5点 5点
	デザインの独自性	○人を惹きつける、興味を引くデザインであるか。	5点
	総合的なデザイン性	○ファミリー層に魅力的なデザインであるか。 ○5種類のポスターが統一感のあるデザインになっているか。	5点 5点
その他	地域貢献 (会社の所在地)	市内に本社・本店がある : 5点 市内に事業所(支社・支店等)がある : 3点 市内に事業所がない : 0点	5点
	価格評価 (委託料の総額) ※消費税及び地方消費税を含む。	評価点 = 配点 × { 1 - (提案者の参考見積額 - 最低見積額) / 見積限度額 }	10点

※内容評価は、市職員（本募集担当職員を除く）複数名が5段階評価で行い、評価項目の合計点数が高い者を受託候補者として特定する。

5：非常に良い、4：良い、3：普通、2：悪い、1：非常に悪い

※評価結果が同一となった場合、内容評価の点数が高い者を受託候補者として特定する。

なお、内容評価の点数も同一となった場合は、総合的なデザイン性の点数が高い者を受託候補者として特定する。

10 日程

公表	令和6年11月1日
参加資格確認申請書受付	令和6年11月11日 17時まで
参加資格確認通知書送付	令和6年11月14日（予定）
質問受付	令和6年11月22日 17時まで
ポスターデザイン案提出	令和6年12月6日 17時まで
企画提案評価	令和6年12月中旬（予定）
結果通知	令和6年12月20日（予定）
契約締結	令和6年12月下旬（予定）

1.1 失格事項

本募集の参加者若しくは提出されたポスターデザイン案等が、次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) ポスターデザイン案の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) ポスターデザイン案の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) ポスターデザイン案等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (6) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度
適用しない。
- (2) 部分払い制度
適用しない。
- (3) 契約保証金
不要である。
- (4) 契約書作成の要否
必要である。

1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で使用することができるものとする。
- (4) 本募集に参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 参加者が1者であってもポスターデザイン案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (6) 契約後、デザイン（写真、イラスト、文字等）に修正を加える場合がある。
- (7) 採用されたポスターデザイン案等の著作権は和歌山市に帰属する。
- (8) 提出されたポスターデザイン案等は、説明資料等の必要な範囲において複製を作成することがある。
- (9) 提出されたポスターデザイン案等は、和歌山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (10) コンペの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。